

# 自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.14 (2022.1.30)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

## 目次

- ① 若松丈太郎「逃げる 戻る」 P1
- ② 小島力「望郷」 P2
- ③ 「福島に行く」ということ P3~8
- ④ 甲状腺がんで東電提訴 (東京新聞 2022.1.19) P9
- ⑤ Oさんより P10
- ⑥ チラシ配置拒否裁判・陳情不上程裁判 P10~12
- ⑦ お知らせとお詫び・本の紹介コーナー P12

ご自由に  
お持ちください



## 逃げる 戻る

若松丈太郎

わたし、わたしたちは逃げ出した  
逃げなかった人、人たちがいた  
逃げ出したかったのに逃げる事ができなかった人、人たち  
逃げたくはなかったのに逃げざるを得なかった人、人たち  
逃げた人、人たち  
逃げなかった人、人たち  
それぞれに事情があって  
それぞれの判断があった  
それぞれの判断が許されない人、人たちがいた  
わたし、わたしたちは戻ってきた  
戻ってこなかった人、人たちがいる  
戻って来たかったのに戻ることができない人、人たち  
戻りたくはなかったのに戻らざるをえなかった人、人たち  
戻った人、人たち  
戻らない人、人たち  
それぞれの事情があって  
それぞれの判断があった  
それぞれの判断を許されない人、人たちがいる  
マルチダウンした〈核発電〉施設から二十五キロ  
わたし、わたしたちは求められるのだろうか  
それぞれの判断をふたたび  
あるいは判断を許されずに  
わたし、わたしたちはふたたび

若松丈太郎さんは次のように言う。

核兵器は核エネルギーの悪用であり、核の軍事利用の副産物である〈核発電〉は核エネルギーの誤用と言われている。

そこで、わたしは原発を〈核発電〉、原発事故を〈核災〉とすることにしている。その理由は、同じ核エネルギーなのにあたかも別物であるかのように〈原子力発電〉と称して人びとを偽っていることをあきらかにするため、〈核発電〉という表現をもちいて、〈核爆弾〉と〈核発電〉とは同根のものであると意識するためである。

(『福島核棄民』「広島で。〈被災地〉福島、から。」より)

## 望郷

小島力

帰りたい でも帰れない  
まだ帰れない ふるさとの大地に  
音もなく降り積もるものは  
人目には決してみえない物質だから  
集団で避難先に運ばれた人々も  
襲いかかった魔物の正体を  
まだ誰も突き止めてはいない

3・12〜15爆発で飛散した放射能が  
双葉地方の町や村に降り居座り  
微細な塵や灰を撒き散らし  
草木や鳥や獣に蓄積されるので  
罪もない住民は根こそぎ追ひ払われ  
人気の途絶えた家々が  
廃墟となって立ち並ぶのだ

戻りたい でも帰れない  
まだ帰れない ふるさとの大気に  
拡散し 浮遊するものは  
色も形も匂いもない物質だから  
一時帰宅の目に映る山や川は  
阿武隈の空の下に  
いつもと同じ顔で広がっている

理不尽に降りかかる放射能が  
双葉地方の住民から奪い去ったものは  
生まれ育ったふるさと  
我が家とわが土地だから  
いとも無造作に放逐された人々は  
異郷の空の下で  
あてもなくさすらい続けるのだ

だからこそ帰りたい  
帰れないふるさとへ  
帰れなくとも 帰りたい  
目に見えぬ穢に侵された土地でも  
我が家と田畑が そこにある限り  
帰りたい いつか必ず帰ると  
決意するしかないのだ

小島さんは、双葉郡の奥地葛尾村に住んでいた。そこで労働運動と音楽活動を通して「憲法を守る会」の創設に加わった。運動の目的は「原発反対」だが、それをストレートに表現できない地域の事情があった。30年以上前のことである。

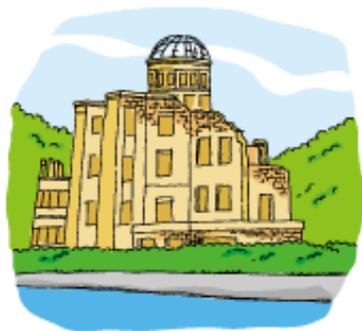
(レイバーネットHP「テント1000日記念 小島力さん詩の朗読会」より)

## 「福島に行く」ということ

### 【広島に行く】

まだ学生だった時、いちどは出かけてみたい（そのころは、この国に生まれた者として行かなければならないと認識していた）所は広島であった。大江健三郎の『ヒロシマ・ノート』に触発されたことが大きかった。

養護学校に職を得たころだったと思う。夏に、ひとり広島向かった。そのころは既に新幹線があったが、そんな乗り物に乗って広島に向かうことに抵抗を覚え、夜行列車を含む在来線を使い継いで出かけた。夜中に東京を立ち、広島に着いたのは翌日の午後だった。



ちょうど 1979 年原水爆禁止世界大会が開かれていた年で、平和記念公園で開かれていた慰霊祭に参加したり、定番の広島平和記念資料館を見学したり、旧陸軍被服倉庫に行ってみたり、無名の市民墓地に入り込んだりしながら、市内をあてどなく歩いた。更には江田島まで足を延ばしてもみた。

時代はいっきに跳ぶが、定年後、自由になる時間も増えた。そんな時、行けるうちに行ってみたいというところとして、いくつかの候補地が頭に浮かんではいた。それでもなかなか踏み切れずにいたが、体調の悪化が少しずつ進んできた。本当に、いま行っておかなければ、先に行くほど難しくなるだろうと自覚し、出発を決めた。

行きたいところと言っても、身体的な困難を抱えている中で、それは国内に限られたものだった。再びの広島・長崎・沖縄・知覧、そして福島。

### 【九州に行く】

長崎・知覧に出かけたのは、2016 年のことだ。心不全状態が進み、遠出もこれが最後のチャンスかもしれないという悲壮な気持ちがあった（実際は、その後も北海道の友人を訪ねたりしたのだが……）。

この時は新幹線を使った。途中で広島を再訪し、改めて原爆の被災をとどめている建物や資料を見て歩いた。広島には大学時代の知人がいて、見学のアドバイスなどしてくれた。

九州では長崎・知覧に足を運んだ。九州には知人や大学の同窓生などもいて、その訪問も兼ねていた。

長崎では、浦上教会・旧城山国民学校校舎・長崎医科大学等、被爆を物語る建物や長崎原爆資料館（丸木夫妻の原爆の図「第 15 部長崎」が展示されている）を訪れた。日本の加害責任の視点から原爆や戦争について伝える「岡まさはる記念長崎平和資料館」も見学した。



知覧の知覧特攻平和会館については、複雑な思いが残った。「平和会館」と銘打っているが、その本質が平和を願い、戦争の悲惨を正視し、不戦の意志を示すものであるかどうか疑問に感じたのだ。特攻という狂気（特攻兵士が狂気であったわけではない。そのような作戦を策定した戦争指導者や、発想そのものが狂気と言わねばならない）に触れることなく、むしろ顕彰するような空気さえ感じられた。

館内には遺品や残された手紙などが展示されているが、いっぽう零戦をはじめとする戦闘機も数機展示されている。実際に、戦闘機に乗って敵艦に向かい死んでいった自分の息子や夫、恋人のことを思う時、その飛行機が展示してあるのをどう思うだろうか。そう考えると、実物を展示することの必然性が見えてこないのだ。むしろ、物見遊山をねらい、興味本位受けし、戦闘機を展示しているのではないかと思えてしまう。

知覧特攻平和会館は、特攻で命を落とした兵士の悲惨や無念をしのぶことはできるだろうが、それは全体の一部であるにすぎない。そのような目的をもってここを訪れば、残された兵士の家族にあてた手紙を中心とする数々の遺品から、戦争の非情さを読み取ることは可能ではあろう。しかし全体としてみれば、ここ知覧特攻平和会館は戦争犠牲者の慰霊の場ではないし、不戦の誓いをするところではない。そもそも特攻を「戦争犠牲者」としてとらえる視点がここにあるとは思えない。よりはっきり言えば、ここは危険な「特攻のテーマパーク」に過ぎない。

知覧特攻平和会館は公共の施設ではなく、あくまでも民間の施設であるという。施設の職員からは、会館に対する国や県からの公的な補助はまったく無いと聞いた。国の代表である総理大臣や、まして天皇が訪れたことは一度もない、と不満をこめて同じ職員が話していたことも思い出す。

考えてみれば当たり前のことで、靖国神社に天皇や総理大臣が参拝したら国際問題になる。ここが「特攻」という愚策を否定する場であればともかく、そうでないならば、精神的には、むしろ靖国神社に近いところにあるのではないか。

記念館正面入り口に至る導入路には、いくつかの記念碑のようなものが並べられていた。そのひとつに石原慎太郎氏が寄贈したと思われる石碑があった。そこにはこう書かれている。「短い青春を懸命に息抜き散っていった特攻隊の若もたちが『お母さん』と呼んで慕った富屋食堂の女主人島濱トミさんは、折節にこの世に現れ人々を救う菩薩でした。石原慎太郎」

特攻そのものを美化することなく、特攻兵士と食堂の女将の心の交流という「美談」を祭り上げ、結果として特攻という狂気を美化している。この人らしい詐欺的ふるまいである。

#### 【東北へ行く】

時代は前後するが、2011年3月11日、東日本大震災が起こった。地震による津波の影響で非常用電源が機能せず、原子炉の冷却ができなくなりメルトダウンを起こし水素爆発をしたというが、それ以前の地震の揺れで配管設備が損傷していた可能性もある。いずれにせよ放射性物質は大気中に放出され、福島を中心とした陸地と太平洋に流れ出した。

東日本大震災という大災害。多くの人の命が奪われ、傷つけられ、生活の糧を失った。原発の被災も気にはなったが、まずは震災で大きな被害を被った土地に立ちたいと思った（同じことは1995年の阪

神・淡路大震災の時にも思ったが、在職中でもあり、交通手段も不確かだったので断念した。

現地に立てば、その場でしか見えない景色、空気、音、においを体感できる。そこで何をするかという以前に、自分がどう反応するかを確かめる機会を得られるということだった。生きていることはそういうものだと考えていた。

それに東北には旧来の知人もいた。彼が仕事にしている事業所や家屋は津波の被害を被ったようだが、幸いにして本人とその家族は体も命も無事だった。

それでもすぐに行くことはできず、その年の5月に単身出かけた。九州方面に出かける6年前のことだ。

このころはまだ体の異変はあまり感じず、何でも人並みにはできた。現地ではボランティアセンターの受け入れ組織に入り、与えられた場所で与えられた作業をしていた。

津波を被ったところが壊滅的な打撃を受けているのに対し、その被害が及ばなかったところはいつもと同じ生活が営まれている。その、あまりの落差に想像力がついて行かなかった。

その後2回ほど、同じボランティアセンターには家人と出かけた。

#### 【福島への思い】

時代は再び進む。一昨年2020年11月、東大和市で「失われた春—シイタケの教え—」（監督：田嶋雅己）というドキュメンタリー映画の上映会を実施した。福島第一原発事故で放射能被害を受けた福島・阿武隈地方のシイタケづくりについてのドキュメンタリー映画であり、その実情を伝え記録しようという、田嶋監督の姿勢に共感して実施したものだった。新型コロナウイルス感染拡大中のことで、何人来てくれるか不安だったが、大きな赤字にならずに終了することができた。

その映画会もきっかけとなり、福島の実地に行ってみようと思い立った。現地に雪が降る前に、車で出かけてみようかと友人と打ち合わせた。心不全の悪化の兆候はさらに進み、これが本当に最後のチャンスという思いに駆られていたことも背中を押した。事前にいわき市と南相馬市の見学受け入れ団体に連絡を取り、おおよその期日まで決めていた。

そのころ、「失われた春」の上映とも絡んで、放射線被害の実態を知るために「放射線被ばくを学習する会」のML（メーリングリスト）に加わっていた。福島に行くにあたって、現地の情報やアドバイスを受けるべく、メール投稿もした。これに対し、会員の一人であるOさんから「行くのはやめた方が良い。どうしても行かなければならないのなら、微細な放射性物質を通さない完全防護の上でいくべき」という忠告を受けた（ちなみに、同MLの他の会員からの反応は全くなかった）。

Oさんは元原発メーカーの技術者であり、退職後は反原発の立場から声をあげ、原発批判の本も出されている。個人的にはコストリカ関係で一度お会いし、お話した方でもあった。したがって、個人的には一定の信頼感がすでにあつた。しかし、この忠告だけはにわかには受け入れがたかった。



〇さんのメールを見て、直感したのはその非現実感だった。帰還困難区域を除けば、浜通りには生活している人々がいるばかりでなく、反原発の立場や支援の人々も活動している。そんな場所に完全防備で出かけられるわけではない。

更に連想したのは、いつか見た園子温監督の「希望の国」の一場面であった。放射線に「過剰に反応する」妻が、日常的に完全防備の姿で暮らすという風景（今から考えれば、これは過剰反応ではなく、科学的な事実に基づいた冷静な対応だったのかもしれない）であった。

#### 【〇さんとの面談】

友人には〇さんからのメールの内容を伝え、先ずは〇さんと直接会い、お話をうかがおうということになった。実際には友人は参加できなかったが、ひとりで〇さんお住まいの近辺まで行って（とはいっても、首都圏内である）面談した。

〇さんからは原発の基本的な仕組み、放射線物質の大まかな性質、放射線被害の現状、そして〇さんがこれまで行ってきたこと。その考えなどを詳しくうかがった。お話の内容は既に知っているものもあったが、初めて聞く話もあった。

〇さんの話の中で、とりわけ心に残ったことがある。政府は国土防衛のために莫大な予算をつぎ込んでいるが、原発事故を起こしてみずから国土を失っている、こんなバカな話はない。

確かにそうだと思う。それでもほんの一部、帰宅困難区域を除けば、「失った国土」にも人は住み、暮らしている。〇さんに言わせれば、福島はもう人が暮らす場所ではなくなったとのことではあるが…。

しかし、先にも書いたが、（例えば「失われた春」の監督のように、）原発に批判的な人々がわざわざ現地に行き活動している。何と云っても、そこで以前から生活し、現在も生活している人々がたくさんいるという事実が、〇さんのお話を納得させることを妨げた。

その面談では、福島行の可否について結論は出せず、よく考えてみるということで〇さんとは別れた。帰宅後、友人とも今回の福島行はとりあえず保留ということにし、現地の受け入れ組織にも当面は中止としたということを伝えた。そんな中で、体調の面から言っても、自分には福島に行くチャンスは消えたなど漠然と感じていた。にもかかわらず、それでも以降もずっと、「福島に行く」ということはずっと考え続けていた。

原発事故発生時、枝野官房長官（当時）の「直ちに人体や健康に対する影響はない」という発言も思い起こしたりもした。「直ちに」でなくとも、10年20年後には影響がてる可能性があるというのか。だったら、先の少ない自分たち高齢者には問題ないのではないか、などとも考えた。しかし後に、Sさんからのメールで、高齢者も本当は気を付けなければならないと指摘された。

今年の11月3日には、知人が開催した「原発の町を追われて・十年」（堀切さとみ監督）上映とトークの会にも参加した。返事を期待していたわけではないが、アンケートには同じような疑問を書き連ねた。

## 【Sさんとのメール】

Sさんとは、コスタリカ関係で知り合った。Sさんたちは2019年、自主的にメンバーを募り、福島の実地に出かけ、フィールドワークとして放射能の測定、現地の人々との交流を行った。その動画記録をYouTubeにアップし、冊子として発行もした。そのどちらにも（冊子は後日）目を通し、「福島に行く」ということについて考えた。

Sさんにその疑問をぶつけたのは、冊子を頂戴する前であった。

「福島に行く」ということを執拗に考えていたことに対し、愚かしいことと無視したりせず、Sさんなりに正面から誠実に答えてくださった。Sさんの返信を要約して記せば次のようになる。

「Oさんのおっしゃることはそのとおりである。ただし、もしそれで誰も福島に行かなくなってしまうと、その現状を伝える者がいなくなってしまう。ひとりひとりが自らの命と健康に向き合い、判断していくしかない問題である。」

また、第2信では次のように書いてこられた。以下そのまま転載する。

大事なことは、そこで生活している人、国の政策によって帰らざるを得ない人がいるという現実です。それを棄民にしてしまっただけという問題です。

現地に行くに行かないとでは理解の仕方は大きく変わります。

本当は多くの人が一度は行った方が良いのだとも思います。

そうすればそれは大きな力になるかも知れないからです。

（中略）

行くことに関しては、何を目的に行きたいのか、色々な疑問と折り合いをつけて覚悟を決めて行けば良いのだと思います。

行く、行かないは、まさに哲学的な命題と言ってもいい。これはSさんとのメールのやり取りにも出てきたことだが、コロナワクチンに対する向き合い方についても言える。さらに敷衍すれば、圧倒的な軍事支配に対する武力による抵抗にも通じる問題でもある。

Sさんは、この問題には正解がないと書いていた。ひとりひとりがおのれと向き合い、個々に折り合いをつけていかななくてはならない問題であり、そのためには正しい情報が必要であるとも述べている。

## 【正しい情報について】

「正しい情報」のためには国の姿勢が重要になるが、現状は果たしてどうか。

現在、国は内部被ばくをほとんど考慮していない。これは国がICPR（国際放射線防護委員会）の勧告を根拠にしているためだ。ちなみにECRR（欧州放射線リスク委員会）の基準に従えば、国の基準ははるかに高いものとなる。

このことが改善されないかぎり、汚染地域への立ち入り・居住は制限されず、汚染作物・汚染海産物の出荷はとまらない。それを指摘することは「風評被害」として退けられる。

もうひとつは、現地に住み続けている方、あるいはボランティア等で出かける方々が、放射線被ばくの実態を認識したうえで、それでもあえて住み続け、立ち入っているのだろうかという疑問である。

「正しい情報」がなくても、それを意識しなくても、そこに住み続け、立ち入ることはできるだろう。しかし、もし知らないままであれば、国の政策、方針に呑み込まれ、意識的な人々を疎外する立場に回ってしまうのではないかという危惧がある。

ただ、このことは「福島に行かなかった」者が云々するべき問題ではないのかもしれない。

### 【追記 1】

誤解のないように付け加えておきたい。これまで「福島に行く」とか「福島は」とか行政区画による地方公共団体名で語ってきたが、これは正確ではない。これを大熊町や浪江町と表現したところで本質的は変わらない。なぜなら、放射能汚染は県境や市町村の境など関係なく広がるものだからである。これは新型コロナウイルス感染拡大と似ている（感染拡大の方が、行政区画の影響を多少は受けやすいとは言えるかもしれない）。

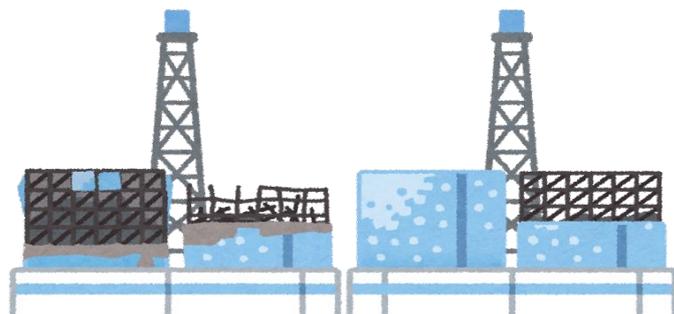
布の上に一滴の墨汁を落とすと、落下点が最も黒く、そこから離れるほど墨の色は薄くなり、ついには、墨は検出不可能になり、本来の色を保った布になる、イメージとしてはこんなところだろうか。だから行政の区画で区切ることに全く意味はない。むしろそのような線引きは新たな差別さえ生みかねない。（ただし、墨の色を放射能汚染の比喩として用いるのは、正確でも、妥当でもないかもしれない。放射能汚染が単純に墨の色の広がりと同視していいものかどうかと言え、そんな単純なものではないだろう。本来なら、しっかりした科学的な知識をお持ちの方に確かめてみたいことではある。）

それでは「福島」と言った時、福島県と全く関係ないかと問われれば、そんなことはない。福島県双葉郡大熊町にある第一原子力発電所で実際に放射能漏れが起こったのであり、そこを起点にして外部に広範な被害をもたらしたのであるから。

それでも、「福島」と言った時にイメージしているのは福島県という具体的な行政上の区画ではない。福島第一原発事故で被害を受けたところ、（正確に線引きはできないにしても）放射能汚染が及んだところを意味して言っているつもりである。

### 【追記 2】

ここでは、Bq（ベクレル）とかSv（シーベルト）とかいう値にはあえて触れなかった。科学的な知識に自信がないということも一面ではあったが、問題はもっと主観的な認識に属することだという認識があったからである。



# 福島で甲状腺がん東電提訴へ

## 事故当時6〜16歳男女6人

東京電力福島第一原発事故による放射線被ばくの影響で甲状腺がんになったとして、事故時に福島県内に住んでいた十七〜二十七歳の男女六人が二十七日、東電に対して総額六億一千六百万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こす。弁護士によると、子ども時代に甲状腺がんになった患者が原発事故を起因として東電を訴えるのは初めて。

(片山夏子) 26歳女性 不安訴えの面  
提訴するのは、福島市や郡山市などに住んでいた四人と、県西部の会津地方と、県東部の浜通りの両地域に住んでいた各一人。事故当

六人は、福島県の県民健康調査などで甲状腺がんを診断された。二人は甲状腺の片側を切除、四人は再発により全摘し、放射線治療を実施または予定している。四回手術した人や肺に転移した人もいる。治療や手術で希望職種への就職を断念し、大学中退や退職を余儀なくされたりした。再発だけでなく、結婚や出産ができるかなど強い不安を抱えている。

弁護士は、六人を含む子どもたちに見つかった甲状腺がんの多くがチェルノブイリ原発事故で小児・若年層で確認された乳頭がんで、遺伝性ではなく被ばく以外の原因は考えられないと主張。井戸謙一弁護士は「再発している人も多く、過剰診断は考えにくい。東電は原因が原発事故と認め、早急に救済すべきだ」と話した。

事故後の二〇一二年四月一日までに生まれた(県外避難者を含む)計約二十八万人を対象に、被ばくにより発症の可能性が甲状腺がんの検査をしている。通常、小児甲状腺がんの発症数は年間百万人に一人程度とされるが、調査などでは、昨年六月までに約三百人が甲状腺がんまたはその疑いと診断された。医療費の全額は、国の財政支援や東電の賠償金で創設した「県民健康管理基金」から交付されている。診断結果について専門家は「将来治療の必要のないがんを見つけている過剰診断の可能性が指摘されている」としつつ、調査を継続している。

### 甲状腺がん若者ら東電提訴へ

福島第一原発事故後に甲状腺がんになった若者六人が、東京電力の責任を裁判で追及する。事故時に子どもだった約三百人に甲状腺がんが見つかりながら、事故との因果関係が認められず、検査縮小を求める意見が出ていることへの強い疑問があるからだ。「このままなかったことにされたくない」。福島県中部の中通り地域に住む女性(26)は肺への転移が分かり、将来への不安が膨らむ。

(片山夏子) 〇面参照



「結婚とか将来は考えられない」と話す26歳の女性。2度の手術で甲状腺を全摘し、手にする薬を生漣飲み続ける必要がある(福島県内)

# 「結婚・出産考えられない」

「肺の影以外にも、首にも怪しいのがあって医師に言われていて。結婚とか出産とか先のことば考えられない」。十一日朝、アルバイトに向かう前の女性が自宅で静かに語った。

通院は三カ月一回。待合室に幼い子がいると胸が痛む。「私は無自覚の時に検査で見つかった。検査を縮小したら助かる命も助からないかもしれない」。甲状腺がんを告知されたのは二〇一三年三月、十七

「もし避難していたら」と後悔が巡った。女性は東京の大学に行きたかったが、体を心配した母親に止められ隣の大学に。だが半年後、だるさや疲れ、生理不順がひどくなり、再び検査を受けた。「残った片側に再発が見られる。肺にも影が認められる」と医師に告げられる。「治っていなかったんだ」と母親と泣き崩れた。治療に専念するため退学した。十九歳だった。

## 26歳女性 不安訴え 「なかったことにされたくない」

二度の手術や検査による身体的負担は大きかった。長い注射針を喉に刺す検査では針が喉の奥に入るほど痛みが増した。三回の放射線治療の入院は独房のような部屋に隔離され、鉛入りの窓から外を眺めてひたすら耐えた。母親は、明るく振る舞う娘が成人式の日、父親に「着物が着られてよかった」と言ったと聞き、死も考えたのかと衝撃を受けた。「がんだから長くは生きられない」と冗談めかして繰り返す娘の言葉に、胸がつぶされる思いもした。「一日たりとも娘の体を考えない日はない」。女性のがんを示す数値は手術前よりも悪い。再発や転移の不安から、希望する職で正社員になることを諦めてきた。でも、今は前を向きたい。「事故が関係ないなら、なぜこれほど甲状腺がんの子が出ているのか。今後もある子がいるかもしれない。今できることをしなくてはと思っています」。

## 【Oさんより】

Oさんの主張されている内容について誤りがないかどうか、ご自身に事前に見ていただいた。その結果、付け加えておきたいことがあるとして、以下のような文章が送られてきたので掲載します。

私からここで追加としてお知らせしたいことは次のことです。

1. 福島原発事故の最大の脅威は内部被ばくであり、そのことがICRP, IAEA, 日本政府によって徹底的に今でも隠蔽され続けていること。
2. 現在でも汚染された地域で新たな被ばく被害が発生していること。
3. 被ばくの影響は被ばくした人が亡くなるまで続くこと。
4. 子どもを産む可能性のある若い男女の生殖細胞をつくる器官が被ばくし、精子あるいは卵子の遺伝子に影響した場合、被ばくの影響が子々孫々にまで続くこと。
5. 放射能汚染が低い地域でも、放射能汚染した食材が流通システムを通じて運ばれて、食事を通じて内部被ばくをする可能性があること。
6. 放射性物質の半減期は数万年に及ぶものもあり、汚染した地域が事故前のきれいな環境に戻る可能性は半永久に無いこと。

以上です。

なぜか…

### チラシ配置拒否裁判第1回口頭弁論期日決まる

東京地方裁判所立川支部 403号法廷（4階）

3月3日（木）10時30分

傍聴者希望は10時15分に4階待合室に集合



## ★第8回口頭弁論に注目を！（陳情不上程裁判）★

「通信NO.13」では、ひとえに原告である私の体たらくで、最終準備書面を出すことになったと報告した。裁判ド素人の悲しさである。

しかし、どうにもこのままでは収まりがつかない。初めは裁判所に上申書を提出し、関係人の証人申請をするつもりで、いったんはその方向で取り組んだ。

しかしその後「上申書よりも準備書面（6）で主張を述べたほうが有効」というアドバイスをもらい、方針転換した。もちろんこれを最終準備書面（6）にするつもりはなく、中にもその旨ははっきりと書いておいた。あとは、次の第8回口頭弁論での裁判長の判断次第である。原告側の主張が通らなければ、最終的には控訴ということも考えなくてはならない。

2月3日（木）の第8回口頭弁論にご注目ください。

※次ページ以降に、今回裁判所に提出した、原告準備書面（6）を掲載しました。ご参照ください。

被告準備書面（6）は、「自由と人権」HPよりご覧ください。

事件番号 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面 (6)

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2022年1月27日

原告 榎本 清 印

1. はじめに

前回、第7回口頭弁論期日(2021年12月9日)において最終準備書面提出を裁判長より指示され、その場では持段異論を述べなかつたが、以下の理由で証人申請が必要と考えるに至ったので、裁判の継続と証人申請を求める。

2. 裁判継続の必要性

(1) 被告準備書面(5)の証拠について

本件訴訟における被告の処理に違法性があつたか否か、その核心である東大和市議会会議規則第130条のただし書きについて、第6回口頭弁論において審理がなされた。裁判長からは原告に対して、その主張を裏付けするような他市の事例を示すよう指示があつた。また被告に対しては、東大和市議会においての陳情を委員会に付託しなかつた場合に、どのように処理しているのかを示すように求められた。

第7回口頭弁論において、原告は東村山市議会と小平市議会での事例(甲18号証 甲20号証)を示し、東大和市議会会議規則第130条のただし書きが、本会議に直接上程される可能性を示すものであることを明らかにした。

いっぽう被告が準備書面(5)で提示してきたものは「最近4年間の被告議会における陳情の取り扱いの状況」である。むしろこの事例の中にも規則に違反するものが潜んでいる可能性さえあり、そのような事例の集計が、東大和市議会会議規則第130条のただし書きが「議長預かり」であるとする被告の主張を裏付けるとはなり得ない。

また、証拠として提出された乙3号証(正しくは「乙2号証」と思われる)は『議員必携』からの抜粋(写し)である。これは昭和29年(1954年)6月10日初版発行、平成19年(2007年)5月25第8次改訂新版2刷発行とあるとおり、現今の状況を反映していると

は言い難い。

また、その編集者が全国町村議会議長会とあるように、地方自治体一般のものではなく、町村に限られた事例を示すものに過ぎない。さらにその内容に至っては、「従来陳情については請願と同一の取扱いをする町村が多かつたが最近、単なる資料配布扱いをする件数が増えてきている。」(傍点原告)と述べるにとどまり、「請願と同一の扱いをする町村」の事例が相対的に少数であることを示すものではない。

(2) 被告準備書面(6)の証拠について

被告準備書面(6)においても、この傾向は同様であつた。被告は乙2号証(本来は「乙3号証」と思われる)で栃木県小山市議会、および和歌山県御坊市議会のホームページを引用し、「議長預かり」の正当性を主張しているが、なぜ栃木県であり、和歌山県の例であるのか、なぜ東大和市が含まれる地方自治体である東京都の事例でないのかが疑問が残る。

ちなみに東京都小金井市と東京都狛江市の市議会ホームページの写しを添付する(甲22号証・甲23号証)。どちらも請願と陳情が差別なく対等に扱われる例である。とりわけ小金井市においては、好ましからざる表現があつても審査対象から外すことは無く、当該部分を墨塗にしたうえで委員会付託し上程している(電話確認2022年1月26日:小金井市議会事務局 薄根氏・狛江市議会事務局岸本氏)。

2021年7月に、原告が東京都の市区町村(島嶼部は除く)の地方自治体議会における請願との対照における陳情の取り扱いについて、電話とインターネットで調査した結果では、細部においては差異(窓口提出か郵送かによる扱いの違い・市民であるか否かの扱いの違い・内容によっては審査対象としない例)はあるものの、半数以上の地方自治体において原則的に陳情を請願と同等に扱っている。このことからすると、被告の例は極めて希少、または普遍的とは言えないものと推定せざるを得ない。

しかしながら、いずれにしても、これらのことはあくまでも他市の例に過ぎない。東大和市議会には東大和市のルールがある。それを示すものが東大和市議会会議規則である。「よそでそのようにしているから、うちでも同じようにしてもかまわない」というような対応が許されるのであれば、法律や規則はいらない。現時点で、このことについての論議が尽くされたとは言えない段階である。

3. 証人申請の必要性

被告は、「法律に根拠のない陳情」(答弁書2頁)と述べ、『議員必携』を引用し、「陳情は法的保護を受けるものではない。」(被告準備書面(5)1頁)と主張しているが、いずれも陳情一

般におけるひとつの解釈と、不確かな傾向を述べたものに過ぎない。本件における憲法性の正否を分ける核心である東大和市議会会議規則に則つてのものとは到底言えない。

被告の示す他市の事例や書籍の引用は、被告主張の参考とも根拠ともならないばかりでなく、参考事例としても妥当性を欠くものである。

これまで被告は、提出された陳情の取り扱いについては市議会が「広範な裁量を有する」(被告準備書面(1)2頁)とし、「議長預かり」の正当性を主張してきた。また、「議長預かり」の法的な根拠として、準備書面(3)において東大和市議会会議規則第130条ただし書きをあげている。しかし同130条は「常任委員会に付託する必要がないと認めるとき」としているのみで、そのことが直ちに「議長預かり」の根拠を示しているとは言えない。

東大和市議会運営委員会、ならびに東大和市議会が、「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情(以下「当該陳情」と略す)を「議長預かり」にする理由とした「議会運営委員会申し合わせ事項等」(甲9号証)の「8. 請願及び陳情の取り扱いについて」の「(2) 審査になじまない陳情の取り扱いについて」について、その申し合わせを行った経緯、その法的根拠と東大和市議会会議規則第130条ただし書きとの関連が示される必要がある。また、当該陳情に対しこれを当てはめたことの正当な理由、法的な根拠が示されるためには、これに関わった当事者の証言が必要となる。

被告代理人から上記の具体的内容が示されない以上、当該陳情を「議長預かり」とした当事者である東大和市議会運営委員長佐竹康彦氏、ならびにその決定権者であり、2月14日(21日は未確認)の議会運営委員会にも同席していた東大和市議会議長 中間建二氏(いずれも当時)、また、東大和市議会に長年在籍があり、本件出来当時、議会運営委員であった中野志乃夫氏から直接これらのことを証言していただくことが必要である。

以下省略

### 【お知らせとお詫び】

「自由と人権通信 NO.12」において、掲載文書に文言の脱落があったのでお知らせします。

被告準備書面(5)の末尾で、「従来陳情については請願と同一の取扱いをする町村が多かったが最近、単」(※ここで切れていました)となっていました。本来は、以下の文が続きます。「なる資料配布扱いをする件数がふえてきている。」

訂正のお知らせが遅くなってしまったことも含め、お詫びします。

## 本の紹介コーナー

### 『ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー』(新潮社) プレイティみかこ

いま人気の本である。『ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー 2』も出ている。普段なら、そんな人気本を手にすることは少ない。でも友人に勧められて読み始めたら、これがけっこう「読ませる」本だった。図書館では順番待ちだ。少し異色というか、一般的ではない設定ではある。いわば母親とその息子の成長の物語だが、彼らのふるまいがけっこう示唆に富んでいる。

初めに結論から述べてしまったが、これは小説ではない。ノンフィクション、ドキュメンタリー、エッセイ……(このへんの区分けがよく分からないが、)。福岡出身の日本人で、アイルランド人の「配偶者」とイギリスに住む「わたし」、そしてその息子との関係を中心に、日常の出来事が気負いなく綴られている。それでいて、ひとつのストーリー性が感じられる。

中心となるテーマは多様性だろう。けして恵まれているとはいえない人びとの暮らし、筆者の言う「地べた」の生活からの視点が貫かれ、時々の出来事が綴られている。「底辺託児所」で働き、息子の選択で「元底辺中学校」に通わせるが、信念でそうしているわけではない。多様性を自然に受け入れている息子の感性や、彼が通う中学校の校長の、ひとつのことにこだわらない発想もまたいい。日本の特殊性も同時に照らし出される。

息子の学校生活や友達との付き合い、筆者との関わりなど通して、イギリスの根深い問題もあらわにされる。独自の立ち位置からの「配偶者」の関わりも見逃せない。

「格差」などと実体をあいまいにした表現でなく、「階級」という言葉があたりまえに伝わってくる。さすがに資本主義発祥の地だ。労働党を支持する姿勢も明確で気持ちがいい。このあたりの事情も日本とはかけ離れている。

「いい」ばかりで具体的な指摘があまりないため、伝わりにくいかもしれないが、自分を知り、他所の世界を知るには、おすすめの一冊ではあると言える。

